

平成30年関東女子倶楽部対抗群馬会場予選競技 組合わせ及びスタート時間表

(参加者 16倶楽部・80名)

期日：6月8日(金)

場所：赤城ゴルフ倶楽部

(18ホール・ストロークプレー)

(一社)関東ゴルフ連盟

1番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	8:00	小澤 千恵子	白水	吉田 敦美	ツインレイクス	木幡 サチ子	サンコー72	西村 香世子	草津
2	8:09	川崎 エミ子	赤城	田子 とみ江	初穂	峯岸 絹枝	桐生	松澤 浩子	赤城国際
3	8:18	小池 晶代	白水	鈴木 輝美	サンコー72	篠原 久子	伊香保国際	須藤 千恵子	甘楽
4	8:27	草地 由起枝	ツインレイクス	高橋 広子	草津	馬場 百合子	グリーンパーク	高橋 浩子	藤岡
5	8:36	石原 久子	太田双葉	庄田 雅恵	草津	富田 南海子	甘楽	位下 和子	初穂
6	8:45	田辺 美恵子	藤岡	板橋 博美	桐生	久保田 文子	鳳凰	中島 江利子	ツインレイクス
7	8:54	林 夏美	鳳凰	齋藤 万知子	伊香保国際	西田 美代子	赤城	佐藤 恵美子	妙義
8	9:03	増茂 ケイ子	サンコー72	篠原 ひろ子	甘楽	早川 法子	桐生	角田 くに子	レーサム
9	9:12	阿部 香織	赤城国際	田中 和江	グリーンパーク	千野 理恵	白水	呉 鐘淑	太田双葉
10	9:21	真砂 雅子	藤岡	黛 ひで子	妙義	山浦 由美	レーサム	田島 淳子	赤城

10番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
11	8:00	狩野 益美	伊香保国際	小澤 睦美	グリーンパーク	加勢 エミ子	甘楽	本郷 すみ江	藤岡
12	8:09	田中 香理	妙義	清田 マキコ	鳳凰	齋藤 静子	レーサム	宮岡 久枝	太田双葉
13	8:18	岩沢 純子	赤城	川田 奥乃	桐生	入山 幸子	妙義	黒岩 瑞恵	レーサム
14	8:27	武井 博子	初穂	岡本 典子	赤城国際	西 有実子	鳳凰	荻原 由美子	太田双葉
15	8:36	吉田 由美子	妙義	武藤 真由美	白水	山納 連淑	サンコー72	福原 千波	伊香保国際
16	8:45	武笠 浩子	グリーンパーク	角田 かつ枝	赤城	大崎 由里香	赤城国際	米田 康代	レーサム
17	8:54	我孫子 康美	ツインレイクス	池田 晶子	グリーンパーク	木樽 ふさ	初穂	川崎 幸代	白水
18	9:03	田邊 志娟	草津	五十嵐 洋子	藤岡	岩井 恭子	赤城国際	小久保 京子	太田双葉
19	9:12	山田 幸子	甘楽	崔 玉烈	ツインレイクス	三村 淑恵	桐生	大和 睦	サンコー72
20	9:21	橋田 洋子	鳳凰	町田 里枝	伊香保国際	峯川 香津子	初穂	大沢 百合子	草津

競技委員長 豊泉幸夫

平成 30 年 関東女子倶楽部対抗群馬会場予選競技

開催日 : 6月8日(金)

開催コース : 赤城ゴルフ倶楽部

本競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルールと競技の条件を適用する。

本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールと競技の条件の違反の罰は、「2打」とする。

ローカルルール

- 1. アウトオブバウンズ(規則 27-1)**
アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
- 2. ウォーターハザード、ラテラル・ウォーターハザード(規則 26-1)**
ウォーターハザードは黄杭または黄線、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
- 3. 修理地(規則 25-1)**
修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。ただし、次のものを含む。
パッティンググリーンの前後のペイントマークを含み、スルーザグリーンの芝草を短く刈った区域にあるヤーデージマーキングペイント(スタンスへの障害は除く)。
- 4. 動かさない障害物(規則 24-2)**
 - (a) 排水溝
 - (b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
 - (c) 動かさない障害物と白線でつながれている区域(その動かさない障害物の一部とみなす)
- 5. バンカー内の石**
付属規則 I(A)3f を適用する(ゴルフ規則 164 ページ参照)。
- 6. コースと不可分の部分**
 - (a) 樹木やその他の恒久的な物件に巻きつけたり、密着させてあるもの。
 - (b) ウォーターハザード内にある人工の壁や杭でできた構造物。
- 7. 地面にくい込んでいる球の救済**
付属規則 I(A)3a を適用する(ゴルフ規則 160 ページ参照)。
- 8. 電磁誘導カート用の 2 本のレール**
電磁誘導カート用の 2 本のレールは、全幅をもってプレー禁止の修理地とする。
- 9. 保護カバーと添え木のある若木の保護**
そのような若木がプレーヤーのスタンスや意図するスイングの区域の障害となる場合、その球は、罰なしに拾い上げ、規則 24-2b(動かさない障害物)の規定に従ってドロップしなければならない。
- 10. パッティンググリーン上で球が偶然に動かされること**
規則 18-2, 20-1 は以下の通りに修正される。
プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーまたはキャディーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。その球やボールマーカーはリプレースされなければならない。このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。
注: パッティンググリーン上の球が風、水あるいは重力などの他の自然現象の結果として動かされたものと判断された場合、その球はその新しい位置からあるがままの状態プレーされなければならない。また、そのような状況で動かされたボールマーカーはリプレースしなければならない。
- 11. 規則 6-6d 例外の修正**
どのホールであっても、プレーヤーがスコアカードを提出する前には罰を受けていたことを知らずに 1 打または複数の罰打を含めなかったために、真実より少ないスコアを提出していた場合、そのプレーヤーは競技失格とはならない。このような状況では、そのプレーヤーは該当する規則に規定されている罰を受けるが、規則 6-6d に違反したことに対する追加の罰はない。該当する罰が競技失格である場合にはこの例外は適用しない。
- 12. 距離計測機器**
プレーヤーは距離計測機器の使用によって距離の情報を得ることができる。正規のラウンド中にプレーヤーのプレーに影響する可能性のある他の条件(例えば、標高変化、風速など)を計測するために距離計測機器を使用した場合、プレーヤーは規則 14-3 の違反となる。

距離表

Hole No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT	
Yards	445	300	336	340	148	480	281	124	345	2799	
Par	5	4	4	4	3	5	4	3	4	36	
	10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	TOTAL
	309	469	382	463	116	277	337	155	297	2805	5604
	4	5	4	5	3	4	4	3	4	36	72

競技の条件

1. 参加資格

プレーヤーは競技規定に定められた参加資格を満たさなければならない。

2. 委員会の裁定

委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・付属規則 I(B)1a』を適用する(ゴルフ規則 176 ページ参照)。

4. 使用球の規格

『公認球リストの条件・付属規則 I(B)1b』を適用する(ゴルフ規則 177 ページ参照)。

5. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格。

6. プレーの中断と再開

(1) 通常のプレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については規則 6-8b、c、d に従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレー中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間をいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは**競技失格**となる。

険悪な状況による中断中は、委員会がオープンと宣言するまで、すべての練習施設はクローズとなる。クローズとなった練習施設で練習しているプレーヤーは練習を止めるように要請される。その要請に従わなかった場合、参加を取消しとすることがある。

(3) プレーの中断と再開の合図について

プレーの即時中断 :	}	カートに搭載されている無線によりプレーヤーに通報する。
プレーの中断 :		
プレーの再開 :		

と同時に、本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。

7. 練習

ホールとホールの間での練習を禁止する(規則 7-2 注 2)『付属規則 I(B)5b』(ゴルフ規則 181 ページ参照)。

8. キャディー(規則 6-4 注)

正規のラウンド中、プレーヤーのキャディーの使用は禁止する。この条件の違反の罰は『付属規則 I(B)2』を適用する(ゴルフ規則 179 ページ参照)。なお、プレー形式は共用の乗用カートを使用したセルフプレーとする。

9. スコアカードの提出(裁定 6-6c/1)

スコアリングエリア方式を採用する。

10. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

注意事項

- 1 台の乗用カートを共用する場合は、そのカートとカート上の全ての物は、球との関連で問題が生じた場合、その球の持ち主であるプレーヤーの携帯品とみなす。ただし、共用しているプレーヤーの 1 人がこれを動かしている時は、そのカートとカート上の全ての物はそのプレーヤーの携帯品とみなす。
- 競技の条件 5 項において規制されるシューズ以外にもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
- 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場にふさわしくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
- 競技委員会は規則 33-7 に基づき、すべての競技関係者、ギャラリーへの暴言等を含めエチケットの重大な違反があったプレーヤーを競技失格とすることができる。
- J アラート(全国瞬時警報システム)や緊急速報メール等により緊急情報が伝えられた場合はプレーの即時中断とします(競技の条件 6 項参照)。
- 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 倶楽部 5 箱(120 球)を限度とする。
- アプローチ・バンカー練習場は、自己の球を使用すること(1 人 5 個まで)。

競技委員長 豊泉幸夫